

令和4年神審第1号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a 1
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）
指定海難関係人 a 2
職 名 A甲板員

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博及び同官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年10月21日03時17分少し過ぎ

富山県伏木富山港外港

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 499トン

全 長 75.65メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、平成25年8月に進水し、操舵室前部中央に航海用電子海図をインストールしたパーソナルコンピューター及び操舵スタンドを、同室前部右舷側に機関遠隔操縦装置を、左舷側にレーダー2台及びGPSプロッターをそれぞれ装備した船尾船橋型の鋼製貨物船で、a1受審人及びa2指定海難関係人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、船首2.0メートル船尾3.5メートルの喫水をもって、令和2年10月19日15時00分北海道苫小牧港を発し、伏木富山港外港に向かった。

ところで、Aの操縦性能は、船体部海上運転成績書写によれば、機関を回転数毎分230に掛けて航行中、舵角35度をとったとき、左旋回では11.7ノットの速力で、最大縦距が220.25メートル、最大横距が185.34メートルで、360度回頭するのに3分13秒を要し、右旋回では11.9ノットの速力で、最大縦距が223.9メートル、最大横距が226.05メートルで、360度回頭するのに3分19秒を要し、11.7ノットの速力で航行中、後進を発令して船体が停止するまでの航走距離は526メートル、その所要時間は2分48秒であった。

また、a1受審人は、船橋当直を00時00分から04時00分まで及び12時00分から16時00分までをa2指定海難関係人が、04時00分から08時00分まで及び16時00分から20時00分までを次席一等航海士が、08時00分から12時00分まで及び20時00分から00時00分までを一等航海士が、それぞれ単独の4時間交替で行う体制としていた。

そして、a 2 指定海難関係人は、海技資格を有さないものの、六級海技士（航海）の海技免状を有する者と同等の能力を有すると認められる甲板部航海当直部員の認定を同年4月2日に受け、単独の船橋当直者としてAの運航に従事していた。

a 2 指定海難関係人は、翌20日23時45分新潟県姫川港沖合で、前直の一等航海士から引き継いで船橋当直に就き、GPSプロッター及び3海里レンジとしたレーダー1台をそれぞれ作動させて同沖合を南下し、翌21日03時06分半僅か過ぎ富山東防波堤灯台から007度（真方位、以下同じ。）2.1海里的の地点で、針路を185度に定めて自動操舵とし、11.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a 1 受審人は、間もなく伏木富山港外港に入域する状況となったが、自室で就寝していて寝過ごし、自ら昇橋して操船指揮を執らなかつた。

a 2 指定海難関係人は、03時11分半僅か過ぎ富山東防波堤灯台から009度1.11海里的の地点に至り、伏木富山港外港に入域したとき、防波堤（岩瀬東）（以下「岩瀬東防波堤」という。）が正船首1.03海里的のところとなり、その後、同防波堤に向首接近する状況を認めたが、これまでa 1 受審人が昇橋すべきときは、必ず同人が昇橋したので、すぐに昇橋するものと思ひ、停船しなかつた。

こうして、a 2 指定海難関係人は、岩瀬東防波堤に向首したまま続航し、03時15分自室に來た同人の要請を受けたa 1 受審人が急いで昇橋し、03時16分少し過ぎ同防波堤のレーダー映像を認め、左舵一杯、続いて右舵一杯とし、機関を全速力後進としたものの、及ばず、03時17分少し過ぎ富山東防波堤灯台から047.5度200メートルの地点において、Aは、船首が176度を向き、0.2ノッ

トの速力となったとき、岩瀬東防波堤北側の消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の南風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首船底外板に破口等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、伏木富山港外港において、同港内の錨泊予定地点に向けて航行する際、停船せず、岩瀬東防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が、自ら昇橋して操船指揮を執らなかったことと、甲板員が、停船しなかったことによるものである。

a 1 受審人は、夜間、伏木富山港外港北方沖合において、同港内の錨泊予定地点に向けて航行する場合、自ら昇橋して操船指揮を執るべき注意義務があった。しかるに、同人は、自室で就寝していて寝過ごし、自ら昇橋して操船指揮を執らなかった職務上の過失により、岩瀬東防波堤に向首進行して同防波堤北側の消波ブロックに乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月24日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広